

【トーザイ貿易株式会社オークション参加利用規約】

本規約は、トーザイ貿易株式会社（以下「当社」といいます。）が開催するパレードオークション、テンドーオークション、インターネットオークション（以下総称して「当社オークション」といいます。）の参加および利用について規定するものです。

第1条（規約の適用）

トーザイ貿易株式会社オークション参加利用規約（以下「本規約」といいます。）は、当社が当社オークションへの参加資格を認め、参加者登録した者（以下「参加者」といいます。）および当社オークションを利用する場合に適用されます。

第2条（規約の変更）

当社は、参加者の承諾を得ることなく、当社が適当と判断する方法で参加者に通知することにより、本規約を変更することがあります。尚、変更により生じる参加者の損害について当社は一切の責任を負いません。

第3条（当社からの通知）

- ①当社は、当社のWebサイトでの掲示や電子メール、FAXの送信、書面の送付、その他当社が適当と判断する方法により、参加者に対し随時必要な事項を通知します。
- ②前項の通知は、当社が別途定める場合を除き、当社のWebサイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。なお、当社が前項の通知を電子メール、FAXで行った場合は、電子メール、FAXを発送した時点より効力を生じるものとします。

第4条（設備等の準備）

参加者は、当社オークションの入札にあたり、自己の費用と責任において通信機器、ソフトウェア、通信回線など参加者側の環境として必要なものすべてを用意するものとします。これらの環境に起因して当社オークションへの入札等に支障が生じた場合、それらがもたらす影響に関して、当社は一切の責任を負いません。

第5条（参加資格）

当社オークションに参加することができるのは、中古建設機械の取扱い経験が十分にあり、中古建設機械の取引における一般的な知識を有する海外または国内の中古販売会社、整備業者、貿易会社等のうち、当社の審査により承諾された法人または個人事業主とします。

第6条（登録申請）

参加者登録の手続きは、以下のとおりとします。

- (1) 登録希望者は、当社の準備する参加者登録申請用紙に必要事項を記載し、本規約の全部に同意した上で、当社宛に必要書類を提出し、所定の方法にて参加者登録申請を行うものとします。
なお、登録希望者は当社のホームページからも参加者登録申請ができるものとします。
- (2) 当社は、申請内容を審査後、その結果を連絡します。なお、当社は、当社の任意の判断により、登録を拒否することがあります。

第7条（登録）

- ①当社は、登録を承諾した方に、当社オークションに参加する為の登録ナンバー・パスワード等（以下「登録ナンバー等」といいます。）を付与します。
- ②過去に当社との取引実績がない方は、登録に際し、保証金として50万円の預託が必要となります。

第8条（参加者登録の更新）

- ①参加者登録は、入会日を問わず毎年3月31日をもって満了するものとします。
- ②当社は、参加者登録の満了日をもって参加者の再審査を行います。
- ③前項の審査において審査基準を満たした参加資格は、1年間更新されるものとします。

第9条（変更の届出）

参加者は、代表者名、住所、電話番号、FAX番号その他当社に届出ている内容に変更が生じた場合には、速やかに当社に届け出るものとします。

第10条（参加者による参加者登録の取消）

参加者は、所定の方法にて当社に申請することにより随時、参加者登録を取り消すことができます。

第11条（登録ナンバー等の管理）

- ①参加者は、当社が参加者に付与する登録ナンバー等の管理責任を負うものとします。
- ②参加者は、登録ナンバー等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入れ等をしてはならないものとします。
- ③登録ナンバー等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は参加者が負うものとし、当社は一切責任を負いません。
- ④参加者は、登録ナンバー等の盗難があった場合、または登録ナンバー等が第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第12条（オークションの中止）

- ①当社は、以下のいずれかに該当する場合には、参加者に事前に通知することなく当社オークションを中止することがあります。
 - (1) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する虞がある場合
 - (2) 当社オークションに係わる設備に障害が発生し、やむを得ない場合
 - (3) その他、運用上または技術上の理由により当社が当社オークションの中止が必要と判断した場合
- ②当社は、前項に基づく当社オークションの中止によって生じた参加者の損害につき一切責任を負いません。

第13条（当社オークションにおける入札手続の共通事項）

- ①参加者の当社オークションにおける入札は、当社が当社オークションにおいて出展した機械（以下「出展機械」といいます。）の購入申込とみなします。
- ②落札と同時に、落札者と当社の間で落札された出展機械（以下「落札機械」といいます。）についての売買契約（以下「売買契約」といいます。）が成立し、落札機械に関する滅失、毀損、消耗等に関する責任は、売買契約の成立と同時に落札者に移転します。
- ③第26条第3項により売買契約が解除された場合、当社は、落札者の次に高い価格で入札した参加者を落札者として扱う義務を負わず、落札機械を自由に処分することができます。
- ④参加者による出展機械の検品時、落札者による落札機械の搬出時等において、事故、紛失、傷害等があっても、当社の責による場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
- ⑤参加者は、出展機械の保管場所にて、現物を確認するものとし、出展機械のリストに記載したアワーメーター、スペック、年式等が実際と異なる場合でも当社は一切責任を負いません。また、当社は、出展機械の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他出展機械につき落札者が必要とする一切の事項を含む）が契約の内容に適合していない場合であっても一切責任を負いません。

第14条（パレードオークションにおける競売りの手続）

パレードオークションは、競売りとし、その手続は次の通りとします。

- (1) 競り上げ方式とし、出展機械に対して、当社が指定する時間内において、指定する増加額に応じてオークション会場にいる参加者が入札ボタンで入札することにより行います。なお、オークション会場の外の参加者はインターネットを介したe-BIDで入札することもできることとします。
- (2) 当社は、各出展機械の競売中、最も高い金額に対して入札した参加者を落札者とし、但し、当社が設定した最低落札価格以上の金額に入札する参加者がいない場合、当該出展

機械は流札とします。

- (3) 当社が前号により決定した落札者に対し、確認ボタンによる落札確認を行った時点で落札者および落札金額が決定します。なお、落札者が確認ボタンによる落札確認を行わない場合は、当社が落札者に代わり落札確認を行う権利を有します。
- (4) 参加者は入札を取り消すことはできません。

第 15 条（インターネットオークションにおける競売りの手続）

インターネットオークションは、競売りとし、その手続は次の通りとします。

- (1) 競り上げ方式とし、当社オークションサイト上に表示された出展機械に対して、参加者がインターネットを介して入札することにより行います。
- (2) 当社は、各出展機械の競売り締め切りまでに、最も高い金額を入札した参加者を落札者とします。但し、当社が設定した最低落札価格以上の金額で入札する参加者がいない場合、当該出展機械は流札とします。
- (3) 当社は、入札した参加者に対して入札結果を電子メールにて送信し、この電子メールをもって落札者に対する落札通知とします。
- (4) 当社が前号の電子メールを送信した時点で落札者および落札金額が決定します。
- (5) 落札者は入札を取り消すことはできません。

第 16 条（テnderオークションにおける入札手続）

テnderオークションにおける入札手続は次のとおりとします。

- (1) テnderオークションにおける入札は、出展機械に対して当社が設定した最低落札価格以上の金額を参加者が入札することにより行われます。
- (2) 参加者により入札用紙に記載された文字等が判別できないと当社が判断した場合、当社は、参加者に連絡なく入札を無効とすることができます。
- (3) 参加者は、当社が定めた入札受付期間中、異なる出展機械の全てについて、一回のみ入札することができます。但し、同一の出展機械について入札額を増加させるための再入札をすることはできません。参加者が同一の出展機械について再入札を行った場合、その参加者が入札した最も高い金額をもって、その参加者の当該出展機械に対する入札額とみなします。
- (4) 参加者は、入札を取り消すことはできません。
- (5) 当社は入札締め切り後に開札し、有効に為された入札のうち、最も高い価格で入札した参加者に落札を決定します。なお、最も高い価格で入札した参加者が複数の場合、当社が行う抽選により 1 名の落札者を決定します。

第 17 条（情報の削除等）

- ① 当社は、参加者が当社オークションを通じて提供、入手または利用した情報が以下の事項に該当すると判断した場合、参加者に通知せずに、当該情報を削除することができるものとします。
 - (1) 情報を提供、入手または利用した参加者が第 26 条第 1 項各号の一つにでも該当した場合
 - (2) 当社オークションの保守管理上必要であると当社が判断した場合
 - (3) その他、当社が削除の必要があると判断した場合
- ② 当社は、前項に基づき情報を削除したこと、または情報を削除しなかったことにより参加者もしくは第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。

第 18 条（免責事項）

当社オークションを通じて情報の提供もしくはオークションの遅滞、変更、中止または廃止により発生した参加者の損害について、当社は一切責任を負いません。

第 19 条（保証および賠償）

- ① 当社は、出展機械について現状有姿にて落札者に引渡すものとし、中古機械の特性上その性能、形状、品質その他一切を保証しません。
- ② 落札機械に品質等の不適合があった場合、当社は一切その責を負わず、それに起因した不具合、性能低下等を理由とする落札機械の落札のキャンセル（取消し、解除）を認めません。
- ③ 落札機械に起因して、または関連して落札者が何らかの負担または損害を負った場合、当社

は一切それを補償または負担する責を負いません。

- ④オークション会場において参加者が負ったけがその他の生命・身体に関する損害および財産上の損害について、当社は補償または負担する責を負いません。
- ⑤インターネットオークション及びe-BIDのサービスにおける入札の安定性は参加者及び当社の通信環境に大きく依存しており、いずれかの通信環境に起因した入札の遅延、不達、その他の障害により参加者に発生したいかなる損害に対しても、当社は補償または負担する責を負いません。

第20条（価格および支払）

- ① 当社オークションにおける出展機械の表示価格は、全て日本円とし消費税は含まれません。また、表示価格は、現状有姿・置場渡しの場合とします。
- ② 当社は、落札金額に消費税等を加えた額を、落札者に請求します。落札者は、落札の日から2週間以内（インターネットオークションの場合は1週間以内）に、当社から請求された金額を全額現金にて、落札者の費用負担により当社に振込むことにより支払わなければなりません。なお、手形、L/C等は一切お受けできません。
- ③ 落札者は、前項の期日までに支払をしない場合、前項の支払期日の翌日から現実に支払うまで、年利14.6%の遅延損害金を当社に支払わなければなりません。
- ④ 引渡場所からの引取、輸送または保管に要する費用は、全て落札者の負担とします。なお、落札者の依頼により当社が落札機械の保管、船積み手続、洗浄、輸送等を行う場合、これらに係わる費用は、全て落札者の負担とします。
- ⑤ 全ての落札機械には、1ロットにつき一律1万円の落札手数料がかかります。

第21条（保証金の取扱い）

当社が預託を受けた保証金の取扱いは、次のとおりとします。

- (1) 保証金を預託した参加者（以下「保証金預託者」といいます。）が出展機械を落札した場合、保証金は落札機械の代金のほか当社に対する一切の支払の一部に充当します。
- (2) 保証金預託者が出展機械を1台も落札しなかった場合、オークション終了後に保証金を保証金預託者に返還します。
- (3) 参加者登録が、参加者の自らの意思より取り消され、または当社によって取り消された場合、当社は、保証金から参加者の当社に対する一切の債務を控除したうえで、その全額を遅滞なく参加者に返還します。
- (4) 保証金には利息を付さないものとします。

第22条（落札機の引取）

- ① 落札者が、第20条第2項および同条第3項の支払を当社に対して全て履行したときに、落札機械の所有権は落札者に移転し、落札者は、落札機械を当社から引取ることができます。
- ② 落札機械の引渡しは、全て現状有姿・置場渡しとします。
- ③ 落札者は、当社オークション終了日から1ヶ月以内（インターネットオークションの場合は3週間以内）に落札機械を引取らなければなりません。
- ④ 落札者が、前項の期日までに落札機械を引取らない場合、当社は、落札者の承諾を得ずに、落札機械を他の場所に移動させることができます。なお、この場合、当社は、保管に係わる費用として1日当たり1,000円および別途移動に要した費用を落札者に請求させていただきますので、その請求書発行日より、3営業日（この営業日とは銀行の営業日とします。）以内にお支払い下さい。この支払の遅延については、第20条第3項を準用します。
- ⑤ 落札後、保管中に発生した落札機械の劣化および時間経過、気候変化による機械の損傷について当社は一切責任を負いません。また、天災地変等、当社の故意または重大な過失が認められない事由によって落札機械の引渡しが遅延または不能になった場合、当社は一切責任を負いません。
- ⑥ 落札者は、引取日時と引取業者名を事前に当社に電子メールもしくはFAXで連絡するものとします。落札者から当社に対して連絡なく引取りに来た場合、当社は搬出を拒否する場合があります。
- ⑦ 落札者は、落札機械の引取りに際し、関係法令および各種規制を遵守のうえ、適正に搬出し、運送においては、安全に運転、運送するものとします。

第 23 条（不当転売、転用防止）

落札者は、以下の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 落札機械を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管および使用等の目的、軍用途の目的あるいはその他の国際的平和および安全の維持の妨げとなる目的で自ら利用したり、または第三者に利用させないこと。なお、これには、ソフトウェアやソフトウェアに関連する技術を含むものとします。
- (2) 落札機械を、上記の目的を有する者に販売、譲渡、輸出、賃貸、移転または使用許諾等せず、第三者にもさせないこと。
- (3) 落札機械を、輸出、販売、移転等する場合は、「外国為替および外国貿易法」その他適用される法令を遵守すること。
- (4) 落札者が本条に定める事項に従わなかったことにより発生した全ての費用（弁護士費用を含む）については、落札者が負担すること。

第 24 条（著作権等）

参加者は、当社オークションを通じて当社が提供する情報（映像・音声・文章・写真・ソフトウェアを含む）が、著作権、商標権、特許権、若しくは他の知的財産権および法律により保護されていることを認め、かつ、同意し、いかなる情報も当社の承諾なしに複製、送信、郵送、出版、配布その他方法のいかなる問わす第三者による利用に供しないものとします。

第 25 条（確約条項）

①参加者は、参加登録申請日、参加登録日、当社オークションの各入札日において、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称していいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

②参加者は、自らまたは自らの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

第 26 条（参加者登録の取消等）

①当社は、参加者が次の各号の一つにでも該当する場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合、参加者登録を承諾せず、また、参加者登録を取り消すことができるものとし、参加登録が取消された場合、当該参加者は、取消の日までに発生した料金等、当社オークションに関連する当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で一括して支払うものとします。なお、次の各号の他、参加者が1年間にわたり当社オークションでの取引実績がない場合、当社は、参加者登録を取り消すことができるものとします。

- (1) 参加者登録の申請内容に虚偽または架空のものが含まれていた場合
- (2) 参加者が当社に届出た住所・電子メールアドレス、電話番号、FAX番号その他の内容に虚偽または架空のものが含まれている場合

- (3) 料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合
 - (4) 前条第1項に反する事実が判明した場合、または前条第2項各号のいずれか一つにでも該当した場合
 - (5) 他の参加者、第三者もしくは当社の財産、その他の権利を侵害した場合
 - (6) 他の参加者、第三者もしくは当社に不利益もしくは損害を与えた場合
 - (7) 参加者との間で談合、商談、売買、応札者への威嚇する行為を行った場合
 - (8) 当社オークションの運営を妨げる行為をした場合
 - (9) コンピューターウィルス等有害なプログラムをインターネットオークションまたはオークションサイトを通じて使用し、もしくは提供した場合
 - (10) 当社の信用を毀損する行為をした場合
 - (11) 当社が不適切と判断する行為を行った場合
 - (12) その他、本規約または法令に違反する行為を行った場合
- ②参加者は、前項各号のいずれか一つにでも該当する場合、入札または競りに参加できず、直ちに会場あるいはインターネットオークションから退出しなければなりません。また、当該参加者が行った入札または競りにおける参加札の提示は、無効とします。
- ③落札者が第1項各号のいずれか一つにでも該当する場合、当社は、事前に催告および通知することなく、落札を取り消し、売買契約を解除することができます。この場合、当社は落札機械を自由に処分することができ、かつ、落札者はキャンセル料として当該落札機械の落札金額の25%に落札手数料を加算した額を支払います。

第27条（損害）

- ①当社オークションへの参加、利用に関連して、参加者が当社に損害を与えた場合、損害を与えた参加者は、当該損害（弁護士費用を含む）を当社に賠償する義務があります。
- ②当社オークションへの参加、利用に関連して、参加者が他の参加者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または参加者が他の参加者もしくは第三者と紛争を生じた場合、参加者は自己の費用と責任でこれを解決するものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとし、

第28条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとし、

第29条（管轄裁判所）

本規約に起因する一切の訴訟については東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条（規約の発効）

本規約は2021年6月1日より有効とします。

《個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項》

参加者には、以下の条項が適用されるものとします。

第1条

①参加者は、下記の利用目的のため、当社の定める期間、以下の情報（以下総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

1. 当社のホームページ、電子メール等電磁的方法により提供した、または当社所定の書式に記載した参加者の 氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先。
2. 当社オークションにおける入札に基づく契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数。

【利用目的】

1. 中古動産販売業務及び中古動産販売業務に付帯関連する業務の提供、勧誘等のため。
 2. 当社の親会社、子会社、グループ企業、提携先企業から委託を受けて、当該企業の宣伝物、印刷物を送付するため。
- ②当社が本規約に関する当社の業務の一部または全部を、当社の提携先に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、前項により収集した個人情報を当該提携先に提供し、当該提携先が利用することがあります。

第2条

参加者は、リース事業・割賦販売事業・中古動産販売事業・融資事業等の信用供与事業における与信判断、与信後の管理のため、当社と当社のグループ会社（当社のホームページ（<https://www.tozaiboeki.co.jp/ja/>）に掲載された関係会社をいう）が第1条第1項に記載された個人情報を保護措置を講じた上で、共同して利用することに同意します。

第3条

参加者は、当社が当社のグループ会社のリース事業・割賦販売事業・融資業務等の信用供与事業業務における宣伝活動、営業案内および金融商品・サービス・生命保険の販売、勧誘、案内並びに与信判断、与信後の管理のために、第1条第1項に記載された個人情報を保護措置を講じた上で、提供することに同意します。

第4条

- ①参加者は、当社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。この開示を求める場合には、当社のホームページ記載の窓口に連絡して下さい。
- ②登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条

当社は、この同意条項による同意を得た範囲内で、当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、参加者から中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

以上

(TZ-A004)